

役員報酬等に関する規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日東保育園の役員（理事・監事）の報酬について定めるものである。

(報酬の額)

第2条 理事及び監事が理事会に出席した場合は、1日に付き報酬5,000円を支払う。

2 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、1日に付き報酬5,000円を払う。

(適用除外)

第3条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第4条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の承認を得なければならない。

(附 則)

この規程は、平成29年 4月 1日から適用する。